

第7回 教育委員会会議日程

開催期日 平成30年8月27日（月）

開催時間 15時00分

開催場所 芽室町中央公民館2階図書資料室

開 会

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 前会議録の承認
- 日程第3 教育長の報告
- 日程第4 報告第15号 就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件
- 日程第5 報告第16号 生活保護基準の見直しに伴う就学援助認定の取扱いの件
- 日程第6 報告第17号 北海道十勝スカイアーススポーツ株式会社と芽室町ならびに芽室町教育委員会の包括的連携協定書締結の件
- 日程第7 議案第16号 平成31年度使用小学校用教科書用図書採択の件
- 日程第8 議案第17号 平成31年度使用中学校用教科書用図書採択の件
- 日程第9 議案第18号 平成31年度使用教科書用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科書用図書採択の件
- 日程第10 議案第19号 平成30年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果掲載の件（非公開）
- 日程第11 議案第20号 平成30年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の件（非公開）

閉 会

日程第4

報告第15号

就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件

学校教育法第19条に規定する経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、要保護及び準要保護児童生徒認定要領に基づき、必要な援助を行うこととしたので、報告します。

平成30年8月27日提出

茅室町教育委員会教育長 武田孝憲

平成30年度就学援助認定総括表(平成30年8月分)

申請世帯	4 世帯
認定世帯	2 世帯
要保護世帯	世帯
準要保護世帯	2 世帯
経済的困窮世帯	2 世帯
児童扶養手当受給世帯	-2 世帯
町民税非課税世帯	2 世帯
国民年金保険料免除世帯	世帯
生活保護廃止世帯	世帯
	世帯
不認定世帯	世帯
認定廃止世帯	2 世帯

(内数)

◎準要保護認定者数一覧(8月分) (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校					1		1
上美生小学校				1			1
芽室西小学校	-1		1				0
芽室南小学校							0
合 計	-1	0	1	1	1	0	2

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	-1			-1
上美生中学校				0
芽室西中学校	1		1	2
合 計	0	0	1	1
			合計	3

●準要保護不認定者数一覧(8月分) (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校							0
上美生小学校							0
芽室西小学校							0
芽室南小学校							0
合 計	0	0	0	0	0	0	0

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校				0
上美生中学校				0
芽室西中学校				0
合 計	0	0	0	0
			合計	0

○児童扶養手当受給認定者数 (小学校)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
						0
						0
-1						-1
						0
-1	0	0	0	0	0	-1

(中学校)

1年	2年	3年	計
-1			-1
			0
			0
-1	0	0	-1
		合計	-2

平成30年度就学援助認定総括表

(平成30年8月13日現在)

申請世帯	210	世帯
認定世帯	178	世帯
要保護世帯	5	世帯
準要保護世帯	173	世帯
経済的困窮世帯	93	世帯
児童扶養手当受給世帯	71	世帯
町民税非課税世帯	7	世帯
国民年金保険料免除世帯	2	世帯
生活保護廃止世帯	世帯	世帯
不認定世帯	29	世帯
認定廃止世帯	3	世帯

◎最近5年間の認定世帯数等状況

年度	申請	認定	不認定	要保護	認定率
25	274	244	30	6	17.8
26	264	232	32	5	17.6
27	247	210	36	11	16.3
28	237	201	32	3	16.5
29	228	199	26	2	16.6
30	210	178	29	5	14.6

◎準要保護認定者数一覧(8月13日現在) (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	9	13	15	19	19	19	94
上美生小学校			1	1	1	2	5
芽室西小学校	7	7	11	7	8	14	54
芽室南小学校		2		2	2	1	7
合 計	16	22	27	29	30	36	160

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室中学校	29	17	19				65
上美生中学校	2	2	1				5
芽室西中学校	14	9	10				33
合 計	45	28	30				103
			合計				263

(内数)

○児童扶養手当受給認定者数 (小学校)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
2	5	9	10	9	9	44
		1		1		2
1		5	2	4	5	17
					1	1
3	5	15	12	14	15	64

(中学校)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
10	6	5				21
1						1
4	2	5				11
15	8	10				33
			合計			97

●準要保護不認定者数一覧(8月13日現在) (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	2	5	4	4	2	3	20
上美生小学校	1						1
芽室西小学校	1	1	1	2	2	2	9
芽室南小学校							0
合 計	4	6	5	6	4	5	30

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室中学校	4	3	5				12
上美生中学校	1						1
芽室西中学校	0	1	1				2
合 計	5	4	6				15
			合計				45

◎要保護認定者数一覧

芽室小学校	6年	1人
芽室西小学校	6年	1人
芽室中学校	3年	2人
芽室西中学校	3年	1人

○町民税非課税世帯

芽室小学校	5年	2人
芽室西小学校	2年	1人
芽室南小学校	2年	1人
	5年	1人
芽室中学校	1年	1人
芽室西中学校	1年	1人
2年	1人	

○国民年金保険料免除認定者数

芽室小学校	5年	1人
芽室西小学校	2年	1人

○学校教育法（関係条文抜すい）

(昭和二十二年三月三十一日)

(法律第二十六号)

第一次吉田内閣

第十九条 経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に
対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

(平一九法九六・追加)

要保護及び準要保護児童生徒認定要領

第1 目的

学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の定めるところにより、経済的理由によって就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し必要な援助を行い、義務教育の機会均等を図ることを目的とする。

第2 援助対象者

芽室町に居住し、芽室町立の小学校又は中学校に在学又は就学予定の児童生徒の保護者で、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護及び準要保護に準じる程度に困窮していると教育委員会が認める保護者に対して援助する。

第3 認定基準

1 要保護児童生徒

生活保護法第6条第2項に規定する要保護者の児童生徒

2 準要保護児童生徒

(1) 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者の児童生徒

ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた者

イ 町民税の非課税又は減免を受けた者

ウ 個人事業税の減免を受けた者

エ 固定資産税の減免を受けた者（新築住宅の減免は除く）

オ 国民年金保険料の掛金の減免を受けた者

カ 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けた者

キ 児童扶養手当の支給を受けている者

ク 生活福祉資金の貸付けを受けた者

(2) (1) に定める者以外の者で、次のいずれかに該当する者の児童生徒

ア 生活の中心となる者又は家族が長期療養中のため経済的に困窮している場合

イ 不慮の災害のために経済的に困窮している者

ウ 会社・商店などの倒産又は勤務先の賃金不払等の理由により経済的に困窮している場合

エ 年間収入額が特に少ないため経済的に困窮している場合

オ その他特別な事情により著しく経済的に困窮している場合

(3) (2) に定める者の認定方法

ア 紙与所得者の場合

「収入金額」から「生活保護法に規定する勤労に伴う必要経費の額（以下

「基礎控除額」という。)」を控除して得た額を「認定の対象額」とし、当該「認定の対象額」が、「需要額」に1. 3を乗じて得た額未満とする。

イ 給与所得者以外の者の場合

「所得金額」を給与所得者の「給与控除所得後の額」相当額とみなして、これに当該給与所得控除額に相当する額を加算して得た額を「収入金額」とみなす。当該「収入金額」から「基礎控除額」を控除して得た額を「認定の対象額」とし、当該「認定の対象額」が、「需要額」に1. 3を乗じて得た額未満とする。

ウ (2) ア、イ、ウについては、現状の収入状況等や事情を充分に考慮し、必要に応じて、福祉事務所の長及び民生委員等の助言を求めることができる。

3 「需要額」及び「基礎控除額」については、別に定める。

第4 認定の取扱

1 認定の開始

認定の開始時期は次の各号による。

(1) 教育委員会が定める年度当初の申請によるものは、4月から開始する。

(2) (1)に定める受付期間経過後の申請によるものは、申請日の属する月の翌月から開始する。

ただし、申請の遅延が申請者の責によらないことが明らかであると認められるときは、4月から開始する。

(3) 前住地で認定を受けていた者が転入してきた場合で、転入した月に申請があったときは、申請日の属する月から開始する。

(4) 生活保護の停止又は廃止の措置をうけ、引き続き就学援助の申請をした者は最後に生活保護費を受給した月の翌月から開始する。

2 認定の廃止

次の各号に掲げる事由が発生したときには、その事由が発生した日の属する月をもって、認定を廃止する。また、援助費が既に給付された場合は、その取り消しに関わる援助費の全額及び一部の返還を命ずるものとする。

(1) 町外へ転出したとき

(2) 第3に定める認定基準に該当しなくなったことが明らかであるとき

(3) 申請者から辞退の申出がされたとき

3 認定の取消

次の各号に掲げる事由が発生したときは、認定を取消すことができる。また、援助費が既に給付された場合は、その取り消しに関わる援助費の全額及び一部の返還を命ずるものとする。

(1) 虚偽の申請であることが判明したとき

(2) 申請者から取下の申出がなされたとき

第5 就学援助費の給与基準

給与基準額は、要保護児童生徒援助費補助金の単価に準じ、予算の範囲で教育委員会が定める額とする。

第6 委任

この要領のほか就学援助に関し、必要な事項については教育長が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 芽室町就学援助認定事務取扱要領（平成5年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

（平成20年4月25日決定）

附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

（平成20年8月22日決定）

附 則

この要領は、決定の日から施行する。（平成29年11月30日決定）

日程第 5

報告第 16 号

生活保護基準の見直しに伴う就学援助認定の取扱いの件

準要保護児童生徒認定基準について、平成 30 年 10 月 1 日から行われる生活保護基準の見直しに当たっても、これまで同様、平成 25 年 4 月 1 日現在の収入額及び需要額に基づき認定することとしたので、報告します。

平成 30 年 8 月 27 日提出

芽室町教育委員会教育長 武 田 孝 奕

教義第395号
平成30年7月5日

各市町村教育委員会教育長様

北海道教育庁学校教育局義務教育課地域連携担当課長

生活保護基準の見直しに伴う就学援助制度に生じる影響について
(通知)

このことについて、別添写しのとおり文部科学省初等中等教育局長から通知がありましたので、通知します。

文部科学省では、平成25年の生活保護基準の見直しに伴い、要保護者に対する就学援助については、児童生徒の教育を受ける機会が妨げられることがないよう、従来より要保護者として就学援助を受けていた者等については、引き続き国による補助の対象とすることとし、本年10月から行われる生活保護基準の見直しに当たっても、同様の取り扱いとしています。

各市町村教育委員会におかれましては、準要保護者に対する就学援助について、これまでも、こうした国の取組の趣旨を御理解いただき、適切に御対応いただいているところであります。今般の生活保護基準の見直し後におきましても、引き続き、就学援助制度の趣旨を踏まえ、できる限り児童生徒に影響が及ぶことのないよう、適切に御判断、御対応いただきますよう、よろしくお願ひします。

なお、文部科学省通知にもありますとおり、市町村の就学援助制度に生じる影響への対応状況について、追って、調査を実施することとなりますので、御承知おきいただきますよう、重ねてお願いします。

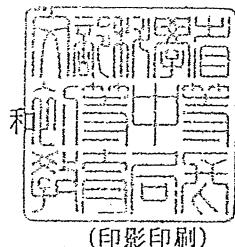
(学校教育局義務教育課就学支援グループ)



30文科初第516号
平成30年6月25日

各都道府県教育委員会教育長 殿

文部科学省初等中等教育局長
高 橋 道 和



生活保護基準の見直しに伴う就学援助制度に生じる影響について（通知）

文部科学行政について、平素から格段の御配意を賜り厚く御礼申し上げます。

生活保護基準については、本年10月1日より新たな基準への見直しが予定されております。

この見直しに伴い、他制度に影響が生じる可能性が指摘されていることから、政府として、できる限りその影響が及ばないようにするために、全閣僚で対応方針（別紙1）を確認しております。この対応方針については、既に、本年2月21日の都道府県担当者等説明会等において情報提供しているところです。

今般、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）が成立したところですが、これとあわせて「生活保護基準は社会保障、教育、税など様々な施策の適用基準と連動していることから、平成三十年度の基準の見直しにより生活水準の低下を招かないよう、地方自治体への周知徹底を含め万全の措置を講ずること」とする附帯決議が参議院厚生労働委員会において決議されました。

生活保護基準の見直しに伴い直接影響を受け得る国の制度については、生活保護基準額が減額となる場合に、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限り、その影響が及ばないよう対応することとしております。具体的には、要保護者に対する就学援助については、児童生徒の教育を受ける機会が妨げられることがないよう、従来より要保護者として就学援助を受けていた者等については、平成30年度においても引き続き国による補助の対象とすることとしました。

また、地方自治体で独自に実施されている準要保護者に対する就学援助についても、この政府の対応方針及び参議院厚生労働委員会の附帯決議の趣旨を御理解いただき、適切に御判断・御対応いただくよう、域内の市町村に対し御周知願います。

文部科学省においては、前回の見直しの際と同様に、生活保護基準の見直しに伴い市町村の就学援助制度に生じる影響への対応状況について、調査を行うことを予定しておりますので、予め御承知おきください。

なお、本件に関連して、厚生労働省から「生活保護基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について」（平成30年6月19日付 厚生労働省発社援0619第3号厚生労働事務次官通知）が別紙2のとおり発出されていることを申し添えます。

(参考) 生活保護基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について

<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12002000-Shakaiengokyoku-S-hakai-Hogoka/0000191696.pdf>

(本件担当)

・学用品費等について

文部科学省初等中等教育局

財務課就学支援係 北島・小倉

03-5253-4111内線4671

・学校給食費及び医療費について

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課庶務・助成係 江森・永瀬・金成

03-5253-4111内線2693

生活保護基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について(対応方針)

別紙1

平成30年1月19日 税制課談合資料

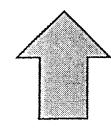
1. 生活保護基準の見直しに直接影響を受け得る国の制度

- ① 国の制度については、生活保護基準額が減額となる場合に、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限り、その影響が及ぼないよう対応することを基本的考え方とする。（就学援助、保育料の免除等）
- ② ただし、生活保護と同様の給付を行っているような制度については、生活保護の基準の例により給付を行う。（中国残留邦人への給付等）



2. 個人住民税の非課税限度額等

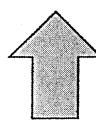
- （医療保険等の自己負担限度額の軽減など、非課税限度額を参照しているものを含む）
- 30年度は影響は無い。
 - 31年度以降の税制改正において対応を検討
 - 非課税限度額を参照しているものは、31年度以降の税制改正を踏まえて対応



3. 地方単独事業

（例：準要保護者に対する就学援助）

- 国の取組を説明の上、その趣旨を理解した上で各自治体において判断していたに
たゞくよう依頼



平成30年10月以降における生活保護基準の見直し案

■ 一般低所得世帯の消費実態(年齢、世帯人員、居住地域別)との均衡を図り、生活扶助基準の見直し(増減額)を行う。

- ※ 夫婦子1人世帯(モデル世帯)の基準額は、一般低所得世帯の消費水準と均衡。年齢・世帯人員・居住地域別にみると、それぞれの消費実態と基準額にばらつき。
※ 生活保護基準部会において「世帯への影響に十分配慮」し、「検証結果を機械的に当てはめることのないよう」と指摘されていることを踏まえ、多人数世帯や都市部の単身高齢世帯等への減額影響が大きくならないよう、個々の世帯での生活扶助費、母子加算等の合計の減額幅を、現行基準から▲5%以内にとどめる。

※ 見直しは段階的に実施(平成30年10月、平成31年10月、平成32年10月の3段階を想定)。

■ 児童養育加算及び母子加算等について、子どもの健全育成に必要な費用等を検証し、必要な見直しを行った上で支給する。

14. 児童養育加算

- 子どもとの自立助長を図る観点から、子どもの健全育成に係る費用(具体的には学校外活動費用)を加算。 支給対象を「中学生まで」から「高校生まで」に拡大
- 現行: 月1万円 (3歳未満等1.5万円)／中学生まで ⇒ 見直し後: 月1万円／高校生まで**
- ※ 見直しは平成30年10月に実施。ただし、3歳未満等の見直しは段階的に実施(平成30年10月、平成31年10月、平成32年10月の3段階を想定)。

母子加算

- 子どものいる家庭の消費実態を分析し、ひとり親世帯がふたり親世帯と同等の生活水準を保つたために必要となる額を加算
- 現行: 母子(子ども1人)の場合 平均月約2.1万円 ⇒ 見直し後: 平均月1.7万円**
- ※ 見直しは段階的に実施(平成30年10月、平成31年10月、平成32年10月の3段階を想定)。

教育扶助・高等学校等就学費

- ー クラブ活動費の実費支給化: 年額61,800円(金銭給付) ⇒ 年額8.3万円(実費上限) ※ 高校の場合
- ー 入学準備金(制服等の購入費)の増額: 63,200円(実費上限) ⇒ 8.6万円(実費上限) ※ 高校の場合
- ー 高校受験料支給回数の拡大、制服等の買い直し費用の支給
- ※ 見直しは平成30年10月に実施。

【別添2】

日程第6

報告第17号

北海道十勝スカイアーススポーツ株式会社と芽室町ならびに芽室町教育委員会の包括的連携協定書締結の件

北海道十勝スカイアーススポーツ株式会社と芽室町ならびに芽室町教育委員会の包括的連携協定書を締結したので、報告します。

平成30年8月27日提出

芽室町教育委員会教育長 武田孝憲

北海道十勝スカイアーススポーツ株式会社と芽室町ならびに芽室町教育委員会の包括的連携協定書

北海道十勝スカイアーススポーツ株式会社（以下「甲」という。）と芽室町（以下「乙」という。）ならびに芽室町教育委員会（以下「丙」という。）は、次のとおり包括的な連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙ならびに丙の人材の交流、活用を図ることで、双方の活動の充実・発展に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙ならびに丙は、前条に定める目的を達成するため、次の各号に定める事項について相互に協力することに努める。

- (1) 甲による町内スポーツ活動に係る指導者的人材の育成、発掘に向けた取り組み
- (2) 甲による町民の健康増進を図るための取り組み
- (3) 甲による町内のスポーツ少年団、部活動等への指導・助言
- (4) 甲によるスポーツ競技団体の指導者に対する指導・助言、研修機会の提供
- (5) 乙ならびに丙による甲のPR
- (6) 甲が実施する地域貢献活動等への支援
- (7) その他、甲と乙ならびに丙で合意した分野における活動

（実施条件）

第3条 前項の事項を実施する際の実施条件及び実施方法、協力の形態等は、甲と乙ならびに丙がその都度協議して決定する。

（施設の利用）

第4条 甲と乙ならびに丙は、連携、協力するに際し、社員、職員の相互派遣及び相互受け入れ、施設等の利用について、支障のない範囲において互いに便宜を供するものとする。

（経費の負担）

第5条 連携、協力に関する経費の負担については、甲と乙ならびに丙がその都度協議して決定する。

(協定の期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定書締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了の日から1カ月前までに、甲と乙ならびに丙のいずれかから申し出がなかったときには、さらに1年間更新するものとし、その後においても同様とする。

(補則)

第7条 この協定書に定めのない事項又は変更を要する事項が生じた場合は、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、それぞれ1通を保有するものとする。

平成30年8月23日

北海道帯広市西3条南9丁目2番地

甲 北海道十勝スカイアーススポーツ株式会社
代表取締役社長

北海道河西郡芽室町東2条2丁目14番地

乙 芽室町
芽室町長

北海道河西郡芽室町東3条3丁目1番地

丙 芽室町教育委員会
教育長

日程第7

議案第16号

平成31年度使用小学校用教科用図書採択の件

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及び第14条の規定に基づき、平成31年度使用の小学校用教科用図書を採択しようとするものであります。

平成30年8月27日提出

芽室町教育委員会教育長 武田孝憲

平成31年度に使用する小学校用教科用図書の採択について

平成31年度に使用する小学校用教科用図書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及び14条の規定に基づき、平成30年8月3日に第12地区教科書採択教育委員会協議会で決定した教科用図書を次のとおり採択する。

ただし、「特別の教科 道徳」については、平成29年8月4日に第12地区教科書採択教育委員会協議会で決定した教科用図書を次のとおり採択する。

小学校	
種目	発行者名
国語	教育出版(株)
書写	教育出版(株)
社会	東京書籍(株)
地図	(株)帝國書院
算数	東京書籍(株)
理科	教育出版(株)
生活	教育出版(株)
音楽	教育出版(株)
図工	日本文教出版(株)
家庭	開隆堂出版(株)
保健	(株)学研教育みらい
道徳	東京書籍(株)

平成31年度から使用する小学校用教科用図書における採択結果

(第12地区教科書採択教育委員会協議会)

種 目	発 行 者	理 由
国 語	教育出版㈱	<ul style="list-style-type: none"> 印象に残った作品を紹介する「作品推薦会」を開く活動や、伝記を読んで、自分の生き方を考える活動を通して、目的に応じ、「読むこと」の力を育成できるようになっていること。 「春暁」「論語」などの漢文のリズムを感じ取りながら読む活動や、話し言葉と書き言葉の違いに気付くなど、日本の伝統文化や日常よく使われる敬語の使い方に慣れたりできるよう工夫されていること。 本道の課題である漢字の定着に関わり、新出漢字をドリル形式で反復学習できるようになっている、また既に学習した漢字をチェック欄を使って家庭学習できるよう配慮されていること。
書 写	教育出版㈱	<ul style="list-style-type: none"> 筆圧や筆使い、筆順と点画の接し方の理解など、毛筆で学んだことを生かして硬筆で書く活動を通して、硬筆による書写の能力の基礎を身に付けるようになっていること。 友達のよいところをカードに書く、お世話になった人に招待状を書くなど、日常生活との関連を図り学習意欲を高めるよう工夫されていること。 「ためし書き」や「まとめ書き」、「ふり返ろう」など、学習内容や手順が明確に示され、また、「書いて伝えよう」ではおすすめの本を書くなど、日常生活に活用できるよう配慮されていること。
社 会	東京書籍㈱	<ul style="list-style-type: none"> 北方領土などの日本の国土を地図で調べる、地域の医療や教育で利用されている情報ネットワークを調べる活動を通して、社会的な見方や考え方を育成できるようになっていること。 既習事項をもとに明治維新に功績があった人物の関係図の作成を通して、それぞれの人物の業績について考えたことを根拠や解釈を示しながら表現できるよう工夫されていること。 帯広の気候のグラフや、十勝地方の自然を生かした農業、十勝平野の写真と地図が掲載されるなど、子どもにとって親近感があり、学習意欲を高めるよう配慮されていること。
地 図	㈱帝国書院	<ul style="list-style-type: none"> 今の都道府県や市町村の昔の名前を調べる活動や歴史上の主な出来事と場所を探す活動を通して、歴史に関する社会的事象について地図や資料を活用できるようになっていること。 地震や火山の分布図から、防災マップの作成を通じ、身を守る実践的な力を育てる、十勝平野でどのような作物が作られているか考えるなど、興味・関心を高めるよう工夫されていること。 地図の成り立ちや方位、高さ、記号や縮尺などの約束事を丁寧に説明している、また、400万分の1の地図と100万分の1の地図の活用方法を示し、情報活用能力を高めるよう配慮されていること。
算 数	東京書籍㈱	<ul style="list-style-type: none"> ゼリーを同じ数ずつ分ける活動や、ポットとやかんに入っている水の量を比べる活動など、身近な題材から興味を高め、計算の意味や仕方を理解することができるようになっていること。 「ほじゅうの問題」は、「基礎・基本レベル」と「適度な負荷のあるレベル」の2段階で構成し、また、各单元の練習問題と関連させるなど、繰り返しの学習ができるよう工夫されていること。 「考え方伝えよう」や「算数マイノートをつくろう」のコーナーを設け、自分の考えを表現できるようにするなど、言語活動が充実するよう配慮されていること。

種 目	発行者	理 由
理 科	教育出版(株)	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄腕アトムのナビゲートによって、予想、計画、観察・実験、結果の考察など、学習の流れを確認しながら問題を解決し、科学的な思考力が育成できようになっていること。 ・「気体検知管」や「電源装置」などの観察・実験器具の使い方を習得する、また、肺や肝臓、腎臓などの臓器のつくりや働きを理解できるよう工夫されていること。 ・裏表紙に「理科の安全の手引き」を掲載し、日常的な活用が可能である、また、十勝川の上流や下流の様子を写真で掲載し、石の大きさの違いを考えるなど、身近な素材を取り上げ配慮されていること。
生 活	教育出版(株)	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設で働く人々と交流する、地域の商店街や図書館などを繰り返し調べる活動を通して、自分と人々、社会とのかかわりについて考えることができるようになっていること。 ・地域を愛する心を育てるために、まちの自慢の例として釧路市の幣舞橋から見た夕陽を取り上げ、地域のよさに気付くことができるよう工夫されていること。 ・「挨拶の言葉」「道具の使い方」「発表の方法」などの身に付けさせたい習慣や技能は、巻末の「ぐんぐんポケット」にまとめるなど、繰り返し活用できるように配慮されていること。
音 楽	教育出版(株)	<ul style="list-style-type: none"> ・旋律が重なり合った響きの美しさを感じ取る、歌詞の内容、曲想を生かした表現を工夫する活動を通して、音楽表現の喜びを味わうことができるようになっていること。 ・歌唱・器楽・音楽づくり・鑑賞いずれにおいても、子どもが「共通事項」を手がかりとしながら、音楽の良さや楽しさを感じ取れるよう工夫されていること。 ・子どもが自ら音楽を聴いて、気付いたことや感じ取ったことを書きとめ、それを基に意見を交換するなど、言語活動が充実するよう配慮されていること。
図画工作	日本文教出版(株)	<ul style="list-style-type: none"> ・各題材の導入ページに「楽しんでやること」や「考えること」などの4つの観点から「学習のめあて」を示し、授業のねらいをイメージできるようになっていること。 ・ビー玉の迷路とパズル、紙バンドと毛布、布テープなど、材料や方法などについて、学校や地域の実態に応じて取り扱う内容を選択できるよう工夫されていること。 ・カラーユニバーサルデザインに基づいた紙面構成、色とアイコン、文字を組み合わせ、全ての子どもが識別できるよう特別支援教育に配慮されていること。
家 庭	開隆堂出版(株)	<ul style="list-style-type: none"> ・「家庭生活と家族」「日常の食事と調理の基礎」「快適な衣服とすまい」「身近な消費生活と環境」の学習内容を17の大題材、42の小題材で構成し、2年間で系統的に学習できるようになっていること。 ・「カラフルゆで野菜」や「ランチョンマット」などの調理や製作の実習題材や、「家族が喜ぶ食事をつくろう」など、日常生活と関連を図り、具体的に活動できるよう工夫されていること。 ・第5学年2学期では「食べて元気に」ではご飯と味噌汁をつくろう、3学期では「寒い季節を快適に」など、季節感を感じ取れるよう配慮されていること。
保 健	㈱学研教育みらい	<ul style="list-style-type: none"> ・「もっと知りたい・調べたい」のコーナーでは、第5学年では「月経の仕組み」「新しい命」、第6学年では「結核」「エイズ」など、現代的な健康課題を探究できるようになっていること。 ・病原体が要因となった病気の予防の仕方について考える、喫煙や飲酒などが健康に及ぼす影響について調べる活動を通して、病気の予防について理解できるよう工夫されていること。 ・第3・4学年の巻末で、外で地震に遭った際の対処を扱い、第5学年では「自然災害に備えて」を取り上げるなど、防災学習の扱いに配慮されていること。

平成30年度から使用する小学校用教科用図書における採択結果

(第12地区教科書採択教育委員会協議会)

種 目	発行者	理 由
道 德	東京書籍(株)	<ul style="list-style-type: none">・各学年に「いじめのない世界へ」という教材が効果的に配置されており、いじめの問題について重点的に考えることができるように工夫されていること。・「考え方、議論する道徳」への対応として、子どもたちが主体的に考え方、議論できる発問や道徳的な価値を高める発問を掲載したり、学習の手順をわかりやすく示したりするなど、学習過程に沿った話し合いができるように工夫されていること。・問題解決的な学習への対応として、第3学年以上に、問題の価値を段階的に考える「問題を見つけて考える」を配置し、自分との関わりで道徳的価値をとらえることができるよう工夫されていること。・各学年に、家庭や地域との連携を深める「付録 つながる 広がる」を配置し、家庭や地域社会との共通理解を深めることができるよう工夫されていること。・体験的な学習への対応として、役割演技などの体験的行為や活動を通じて学んだ内容から、道徳的価値の意義などについて考えを深めるよう工夫されていること。

○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（抜すい）

(昭和三十八年十二月二十一日)

(法律第百八十二号)

(都道府県の教育委員会の任務)

第十条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会及び義務教育諸学校(公立の義務教育諸学校を除く。)の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならない。

(平一〇法五四・平一一法八七・平一五法一一七・一部改正)

(教科用図書選定審議会)

第十一条 都道府県の教育委員会は、前条の規定により指導、助言又は援助を行なおうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会(以下「選定審議会」という。)の意見をきかなければならない。

2 選定審議会は、毎年度、政令で定める期間、都道府県に置く。

3 選定審議会は、条例で定める人数の委員で組織する。

(平二五法四四・一部改正)

(採択地区)

第十二条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域に、教科用図書採択地区(以下この章において「採択地区」という。)を設定しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ市町村の教育委員会の意見をきかなければならない。

3 都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更したときは、すみやかにこれを告示するとともに、文部科学大臣にその旨を報告しなければならない。

(平一一法一六〇・平二六法二〇・一部改正)

(教科用図書の採択)

第十三条 都道府県内の義務教育諸学校(都道府県立の義務教育諸学校を除く。)において使用する教科用図書の採択は、第十条の規定によつて当該都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、種目(教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。)ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

- 2 都道府県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、あらかじめ選定審議会の意見をきいて、種目ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。
- 3 公立の中学校で学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書については、市町村の教育委員会又は都道府県の教育委員会は、前二項の規定にかかわらず、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書の採択を行うものとする。
- 4 第一項の場合において、採択地区が二以上の市町村の区域を併せた地域であるときは、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議により規約を定め、当該採択地区内の市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための協議会（次項及び第十七条において「採択地区協議会」という。）を設けなければならない。
- 5 前項の場合において、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。
- 6 第一項から第三項まで及び前項の採択は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号。以下「臨時措置法」という。）第六条第一項の規定により文部科学大臣から送付される目録に登載された教科用図書のうちから行わなければならない。ただし、学校教育法附則第九条に規定する教科用図書については、この限りでない。
(平一〇法一〇一・平一一法一六〇・平一九法九六・平二六法二〇・平二七法四六・一部改正)

(同一教科用図書を採択する期間)

第十四条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（抜すい）

(昭和三十九年二月三日)

(政令第十四号)

(採択の時期)

第十四条 義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、当該教科用図書を使用する年度の前年度の八月三十一日までに行わなければならない。

2 九月一日以後において新たに教科用図書を採択する必要が生じたときは、速やかに教科用図書の採択を行わなければならない。

(平一五政一一・平二六政二九三・一部改正)

(同一教科用図書を採択する期間)

第十五条 法第十四条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間（以下この条において「採択期間」という。）は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）附則第九条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、四年とする。

2 採択期間内において採択した教科用図書（以下この条において「既採択教科用図書」という。）の発行が行われないこととなつた場合その他の文部科学省令で定める場合には、新たに既採択教科用図書以外の教科用図書を採択することができる。

3 前項に規定する場合（教育課程の基準の変更に伴い既採択教科用図書の発行が行われないこととなつた場合を除く。）において、新たに採択する教科用図書についての採択期間は、第一項の規定にかかわらず、既採択教科用図書についての採択期間から文部科学省令で定める期間を控除した期間とする。

(平二政六六・平一二政三〇八・平一九政三六三・平二〇政二二四・平二六政二九三・一部改正)

○芽室町立学校管理規則（抜すい）

昭和51年12月22日

教委規則第6号

(教科書の採択)

第42条 学校において使用する教科書は、第12地区教科書採択教育委員会協議会の決定に基づき委員会が採択する。

日程第8

議案第17号

平成31年度使用中学校用教科用図書採択の件

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及び第14条の規定に基づき、平成31年度使用の中学校用教科用図書を採択しようとするものであります。

平成30年8月27日提出

茅室町教育委員会教育長 武田孝憲

平成31年度に使用する中学校用教科用図書の採択について

平成31年度に使用する中学校用教科用図書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及び14条の規定に基づき、平成27年8月4日に第12地区教科書採択教育委員会協議会で決定した教科用図書を次のとおり採択する。

ただし、「特別の教科 道徳」については、平成30年8月3日に第12地区教科書採択教育委員会協議会で決定した教科用図書を次のとおり採択する。

中 学 校	
種 目	発 行 者 名
国 語	教 育 出 版 (株)
書 写	教 育 出 版 (株)
社会 (地理的分野)	東 京 書 簿 (株)
社会 (歴史的分野)	東 京 書 簿 (株)
社会 (公民的分野)	東 京 書 簿 (株)
地 図	(株) 帝 国 書 院
数 学	東 京 書 簿 (株)
理 科	新興出版社啓林館
音 楽 (一 般)	教 育 出 版 (株)
音 楽 (器楽合奏)	教 育 出 版 (株)
美 術	日本文教出版(株)
保 健 体 育	学研教育みらい
技術・家庭 (技術分野)	開 隆 堂 出 版 (株)
技術・家庭 (家庭分野)	開 隆 堂 出 版 (株)
英 語	教 育 出 版 (株)
道 徳	東 京 書 簿 (株)

平成28年度から使用する中学校用教科用図書における採択結果

(第12地区教科書採択教育委員会協議会)

種 目	発 行 者	理 由
国 語	教育出版(株)	<ul style="list-style-type: none"> 「読むこと」について、描写の効果や登場人物の言動の意味に着目して作品を読み深めたり、疑問に思ったことを図書館やインターネットなどを活用して調べたりする活動を通して、読解力を高める工夫がなされていること。 教材と関連する図書をあらすじと解説を加えて丁寧に紹介したり、読書を広げるテーマを設定したりするなど、読書への興味・関心を高める工夫がなされているとともに、CUDの認証を受けたユニバーサルデザインの文字が使用されていること。
書 写	教育出版(株)	<ul style="list-style-type: none"> 「硬筆と毛筆の関連」について、これまでの毛筆の学習を生かして、「学習を生かして書く」において、配列に気を付けて古典の文学作品の冒頭を書く活動を通して、硬筆による書写の能力を高める工夫がなされていること。 「硬筆」では、文字表現や書体を工夫して手紙やカレンダーを書く活動、「毛筆」では、点画の筆使いに注意して書き、漢字の行書の基礎的な書き方を理解する活動を通して、身の回りの多様な文字に関心をもたせ、効果的に文字を書く工夫がなされていること。
社 会 地理的分野	東京書籍(株)	<ul style="list-style-type: none"> 「世界の様々な地域の調査」において、調査結果の考察をまとめ、発表する学習の後に、「身近な地域の調査」において、身に付けたまとめ方を活用するなど、系統的・発展的に学習できるよう工夫がなされていること。 「地理スキル・アップ」で、資料等の読み取り方を身に付ける活動、「えんぴつマーク」で、学習を深めるための活動を掲載し、生徒が問題意識をもち、主体的に学習に取り組むことができるよう工夫がなされていること。
社会 歴史的分野	東京書籍(株)	<ul style="list-style-type: none"> 「歴史のとらえ方」において、小学校で学習した歴史上の人物や文化財を時代毎に表にまとめたり、テーマの決め方、考察やまとめ方のポイントを基に身近な地域を調べたりする活動を取り上げるなどの工夫がなされていること。 北海道に関する歴史的事象を掲載しているページ数が51ページあり、十勝における旧石器時代の交易が取り上げられているなど、生徒にとって親近感があり、郷土の歴史に目を向け、郷土を愛する心を育むよう工夫がなされていること。
社会 公民的分野	東京書籍(株)	<ul style="list-style-type: none"> 地理的分野及び歴史的分野との関連を図りながら写真や統計資料を比較したり、学校でのトラブルの事例を取り上げたりするなど、環境、人権、平和、伝統文化などに関する課題を追究し、主体的に社会に参画する意識や態度を養う工夫がなされていること。 広い視野から学習を深めることができるよう、「公民にアクセス」や「深めよう」等を設けたり、よりよい社会の形成に参画する意欲や態度が高まるよう、各章の課題を提示する「トライ！」や写真、イラストを掲載したりするなどの工夫がなされていること。

種 目	発行者	理 由
地 図	株式会社帝国書院	<ul style="list-style-type: none"> 「世界の諸地域」や「日本の諸地域」において、基本図により諸地域を大観する学習の後に、資料図を主題や生徒の興味・関心、考察する視点などに応じて選択できるよう構成し、発展的に学習できるよう工夫がなされていること。 北海道の南部及び北部の地域別詳細図や札幌市中心部の資料図や、釧路湿原や開拓の歴史とアイヌ語に由来する地名の資料図を掲載するなど、北海道についての興味・関心や身近な地域のくらしや風土への理解が図られるよう工夫がなされていること。
数 学	東京書籍株式会社	<ul style="list-style-type: none"> 「図形」において、直接には測定することが困難な池をはさんだ2地点の距離を相似な図形の性質を利用して求める活動など、日常生活との関連から題材を取り上げ、学習意欲を高める工夫がなされていること。 学習内容に関連した話題を取り上げた「数学のまど」などを設けたり、巻末に、授業で切り取って活用できるような作業用の厚紙を設けたりするなど、数学的活動の充実を図り、数学的な思考力・表現力を高める工夫がなされていること。
理 科	啓林館	<ul style="list-style-type: none"> コラム「ぶれいくtime」において、日常生活との関連や科学の話題を紹介したり、コラム「科学偉人伝」において、科学者の中谷宇吉郎と関連させて冬の十勝岳の様子を紹介したりするなど、生徒の興味・関心を高める工夫がなされていること。 既習事項を「ふり返り」マークを付して示したり、別冊「マイノート」において、本冊の実験・観察を整理する内容と学習内容を復習できる確認問題や活用問題を設けたりするなど、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させる工夫がなされていること。
音 楽 一般・器楽	教育出版株式会社	<ul style="list-style-type: none"> 「音楽一般」においては、【共通事項】を意識しながら、旋律や曲の構成と音の重なりを理解して歌ったり、曲の流れを感じ取って聴いたりする活動を取り上げるなど、表現及び鑑賞の能力を育成する指導が十分に行われるよう工夫がなされていること。 「器楽合奏」においては、音楽を通じて生活を豊かなものにするために、基礎的な奏法を身につける学習を「演奏の仕方を身につけよう」として示したり、器楽曲を豊富に掲載したりして、音楽活動の基礎的な能力を伸ばす工夫がなされていること。
美 術	日本文教出版株式会社	<ul style="list-style-type: none"> 題材の冒頭で生徒に身に付けさせたい力について、「学びのねらい」として観点ごとのマークや囲みで示し、学習の目当てを明確にしたり、授業をイメージできる紙面構成で学びの楽しさを広げたりすることができるよう工夫がなされていること。 思い出の景色や場面を表す題材において、表現の意図に応じて絵や立体を選択したり、生活を彩る染め物をつくる題材において、用途や機能に応じて染料を選択したりするなど、学校や地域の実態に応じて取り扱い内容を選択できるよう工夫がなされていること。
保健体育	株式会社学研教育みらい	<ul style="list-style-type: none"> 保健分野において、長時間のインターネット使用による疲労やインターネット依存による悪影響を調べる活動を取り上げるなど、現代的な健康課題について探究し、学習したことを実生活で活かすことができるよう工夫がなされていること。 体育分野において、第1学年で学習したスポーツへの多様な関わり方を踏まえ、伸びやかな自己開発の機会などのスポーツの文化的な意義を取り上げたりするなど、系統的・発展的に学習できるよう工夫がなされていること。

種 目	発行者	理 由
技術・家庭	開隆堂出版㈱	<ul style="list-style-type: none"> ・技術分野において、各編の始めに見開きで各内容に関する「技術の歴史」を設け、生徒の学習意欲を高めたり、複数の実習例を示し、生徒が主体的に学習に取り組んだりすることができるよう工夫がなされていること。 ・家庭分野において、教科書の記述を補足する図・表や「ミシンの使い方」などの小学校で学習した基礎的・基本的な内容を想起する資料を掲載したりするなど、生徒が主体的に学習に取り組むことができるよう工夫がなされていること。
英 語	教育出版㈱	<ul style="list-style-type: none"> ・「聞くこと」について、町を紹介する会話を聞いたり、部活動についてのスピーチの内容を聞き取ったりするなど、初步的な英語を聞いて話し手の意向などを理解する活動を通して、言語活動と文法指導を一体的に行うことができるよう工夫がなされていること。 ・「書くこと」について、自分で考えたキャラクターの説明文を書いたり、好きなアニメについて、クラスの調査結果をまとめたりするなど、英語で書くことに慣れ親しみ、初步的な英語を用いて自分の考えなどを書くことができるよう工夫がなされていること。

平成31年度から使用する中学校用教科用図書における採択結果

(第12地区教科書採択教育委員会協議会)

種 目	発行者	理 由
道 德	東京書籍㈱	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの問題に関する一つの教材を多面的・多角的に考えるような工夫がなされていること。 ・教材ごとの書き込み欄やホワイトボードが設けられており、そこに自分の考えを書く活動や、それを基に話し合いを行う（議論する）ことができるなどの配慮がされていること。 ・問題解決的な学習として、導入における主題に関する投げかけや、議論し問題を解決するための発問など、教材ごとに学習の流れが示され、問題解決的な学習活動ができるよう工夫されていること。 ・郷土の教材を掲載し、地域について考える場面を設け、生徒が家庭や地域と連携して活動することを促す学習を充実させる工夫がなされていること。 ・体験的な学習への対応として、役割演技など、実際に当事者として体験する学習を通して議論を深め、体験的な学習活動ができるよう工夫されていること。

日程第9

議案第18号

平成31年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する
教科用図書採択の件

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及び第14条の規定
に基づき、平成31年度使用の小学校及び中学校用教科用図書のうち、学校教育法附
則第9条に規定する教科用図書を採択しようとするものであります。

平成30年8月27日提出

芽室町教育委員会教育長 武田孝憲

平成31年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する
教科用図書の採択について

平成31年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及び14条の規定に基づき、次のとおり採択する。

学校教育法附則第9条に規定する教科用図書については、平成31年度使用小・中学部を置く特別支援学校及び小・中学校特別支援学級教科用図書（一般図書）報告書＜平成30年7月26日 第12地区教科書採択地区調査委員会＞のすべての図書を採択する。

○学校教育法（抜すい）

(昭和二十二年三月三十一日)

(法律第二十六号)

第三十四条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

- ② 前項の教科用図書以外の図書その他の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。
- ③ 第一項の検定の申請に係る教科用図書に関し調査審議させるための審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条に規定する機関をいう。以下同じ。)については、政令で定める。

(昭二八法一六七・昭四五法四八・昭五八法七八・平一一法一六〇・一部改正、平一九法九六・旧第二十一条繰下)

附 則

第九条 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第三十四条第一項(第四十九条、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第三十四条第一項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

(昭二八法一六七・全改、昭三六法一六六・平一〇法一〇一・平一一法一六〇・平一八法八〇・一部改正、平一九法九六・旧第百七条・一部改正)